

月次総会議事録

令和6年（第2回）加古川市農業委員会月次総会

令和6年2月28日（水）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
16 佐伯 眞究	17 久保田 四郎	18 丸山 良作

欠席

6 馬田 禧紹 17 久保田 四郎

事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主事	栗田 朱夏		

農林水産課

農政係	係長 畑中 慎介	主事	河野 友博
	書記 猿木 真吾		

現地調査（東地区）

2月21日（水） 午前9時15分から

馬田会長、岡本総務委員長、橋本委員、長井委員 事務局2名

現地調査（西地区）

2月21日（水） 午後1時10分から

馬田会長、岡本総務委員長、藤原委員、柿本委員 事務局2名

佐伯 眞究 副会長（会長職務代理者） 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和6年第2回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 16名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、18番 丸山 良作 委員、4番 道清 真有子 委員、両名よろしくお願いいいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第12号を議題といたします。
議案第12号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め
ること。

1 平荘町小畑■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■
■■■■さんから、■■■■さんへ。

2 平荘町小畑■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さ
んへ。

3 平荘町小畑■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■
さんへ。

4 平荘町一本松■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■
さんへ。

議案書2ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

5 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第12号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第12号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第12号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第13号を議題といたします。

議案第13号の10件については、1月11日から2月13日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第14号を議題といたします。

議案第14号については、井相田 つや子委員の親族が経営する法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、井相田委員に退席を願い、審議を行います。

それでは、井相田委員の退席をお願いします。

(井相田 つや子 委員 退席)

事務局 議案書7ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

議案のご説明の前に、議案書の修正をお願いします。議案書7ページ1番の備考欄に、始末書添付と追記いただくようお願いします。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米 外2筆、計■■■■平米。株式会社■■■■。農業用施設用地、露天駐車場用地。始末書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年2月21日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、柿本委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第14号の1番。申請の土地の位置は井ノ口の西、現況は宅地及び雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が山林、南が田、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、柳委員、前川推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第14号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第14号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第14号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

それでは、井相田委員に着席願います。

(井相田 つや子 委員 着席)

議長 次に、議案第15号を議題といたします。
議案第15号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料4ページをご覧願います。
議案のご説明の前に、議案書の修正をお願いします。議案書8ページ3番の備考欄に、始末書添付と追記いただくようお願いいたします。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 八幡町船町 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。育苗用地。賃貸借権設定、経緯書添付。

2 西神吉町鼎 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。自動車整備工場用地。建築許可申請併願、始末書添付。

3 志方町上富木 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。農家レストラン用地。建築許可申請併願、使用貸借権設定、始末書添付。

4 志方町細工所 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。分家住宅。建築許可申請併願。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年2月21日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第15号の1番。申請の土地の位置は船町の東、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が雑種地、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、前田委員、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年2月21日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、柿本委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第15号の2番。申請の土地の位置は県の東、現況は竹林。申請地の周囲は、東が水路・道路、西が宅地、南が道路、北が畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、佐伯委員、増田推進委員でした。

次に、議案第15号の3番。申請の土地の位置は上富木の南、現況は放棄田及び宅地。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

次に、議案第15号の4番。申請の土地の位置は細工所の北、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が宅地、西が田、南が水路・道路、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、1番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

前田委員 議席番号8番 前田です。議案第15号の1番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、経緯書が提出されている件について、2月21日水曜日に、馬田会長、岡本総務委員長と私、事務局4名の合計7名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

まず、同意書の添付が無かった隣接農地所有者については、聞き取り調査への出席依頼をしましたが、出席はありませんでした。

続いて、転用事業者である[]の[]代表理事より委任を受けた米麦施設課の[]課長と申請代理人の糟谷行政書士から聞き取り調査を行いました。

申請地は農業振興地域の農用地に含まれていたため、令和5年の3月に隣接農地所有者へ農用地の変更申請に対する同意書を求めた際には同意に応じてもらえたそうです。この度の農地転用申請にも同意書が必要であるため、6度に渡り訪問されたのですが不在。書類を郵送すると受取の確認までは出来ましたが同意書の返送がなく意思の再確認ができないため、同意書不添付での申請となったとの話を聞きました。

今回の造成により、営農や水利にも迷惑をかけないようにしていくことを話され、隣接農地が遊休化しているが、育苗には今のところ問題はないと思われるとのこと。

聞き取り調査の結果、隣接農地所有者の同意は得られていませんが、周辺の農業への著しい支障はないと考えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第15号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第15号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第15号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第16号を議題といたします。

議案第16号の5件については、1月11日から2月13日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第17号を議題といたします。

議案第17号の17件については、1月11日から2月13日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第18号を議題といたします。

議案第18号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書16ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第18号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 平荘町山角 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。株式会社 [REDACTED]。農業用倉庫。

2 志方町西中 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] 株式会社、出荷場。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年2月21日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、藤原委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第18号の1番。申請の土地の位置は山角の南東、申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、都倉正委員、都倉澄子委員、道清委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第18号の2番。申請の土地の位置は西中の西、申請地には出荷場が建っており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第18号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第18号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第18号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第19号を議題といたします。
議案第19号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がない

こと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第19号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町大野 []、 [] 平米。 [] さん、昭和55年頃。

2 平岡町新在家 []、 [] 平米。 [] さん 外1名、昭和46年頃。

3 八幡町宗佐 []、 [] 平米。 [] さん、昭和55年頃。

4 東神吉町神吉 []、 [] 平米。 [] さん、昭和61年頃。

議案書18ページをご覧ください。

5 志方町西中 []、 [] 平米。 [] さん、平成9年頃。

6 志方町原 []、 [] 平米。 [] さん、平成元年頃。

2番を除く全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。また、2番につきましては、地元委員による現地調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料6～7ページのとおり、事務局書面審査及び現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。調査日時は令和6年2月21日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、橋本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第19号の1番。申請の土地の位置は大野の東。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、庄司委員でした。

次に、議案第19号の3番。申請の土地の位置は宗佐の西。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、前田委員、八代醒推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番から6番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。調査日時は令和6年2月21日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、藤原委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第19号の4番。申請の土地の位置は神吉の西。申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第19号の5番。申請の土地の位置は西中の南。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

次に、議案第19号の6番。申請の土地の位置は原の東。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件については、定例現地調査ではなく地元平岡町地区の委員により調査いただいております。平岡町の委員から報告をお願いします。

岡本委員 議席番号11番 岡本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年2月10日、調査者は、山本推進委員と私の2名で実施しました。

議案第19号の2番。申請の土地の位置は新在家の南。申請地の状況は駐車場、一部倉庫が建っており、申請どおりかと思われま。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第19号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第19号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めま。議案第19号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第20号を議題といたします。

議案第20号の2件については、合意解約の報告事項でございますので、

事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第21号を議題といたします。

議案第21号について、諮問原課である農林水産課の概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第21号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書21ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数19戸。農地の中間的受け皿となる者の数0戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数51戸。筆数71筆、面積78,608平米です。

続きまして、22ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。

概要の説明は以上とさせていただきます。

議長 農林水産課の概要説明は終わりました。

ここで、議案第21号のうち各筆明細5番から10番、25番、27番、39番並びに40番については、橋本末弘委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、橋本委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、橋本委員の退席をお願いします。

(橋本末弘委員退席)

議長 では、議案第21号のうち各筆明細5番から10番、25番、27番、39番並びに40番について、農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書25ページからの各筆明細の5番から10番、25番、27番、

39番並びに40番の案件につきましては、貸す者 10名、借りる者
様です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。
つきましては、審議参考資料8～13ページのとおり、改正前の農業経営基
盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えており
ます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第21号のうち各筆明細5番
から10番、25番、27番、39番並びに40番について、ご意見を承り
ます。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第21号のうち各筆明細5番から10番、
25番、27番、39番並びに40番について、原案のとおり決定して、異
議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第21号のうち各筆明細5番から10番、25
番、27番、39番並びに40番について、原案のとおり決定いたします。
それでは、橋本 末弘 委員に着席願います。

(橋本 末弘 委員 着席)

議長 次に、議案第21号のうち、各筆明細5番から10番、25番、27番、
39番並びに40番を除く、1番から54番について、農林水産課の議案説
明を願います。

農林水産課 議案書25ページからの各筆明細の5番から10番、25番、27番、
39番並びに40番を除く1番から54番の案件につきましては、貸す者
43名、借りる者 18名です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧
ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。
つきましては、審議参考資料8～12ページのとおり、改正前の農業経営基
盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えており
ます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第21号のうち、各筆明細5番から10番、25番、27番、39番並びに40番を除く、1番から54番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第21号のうち、各筆明細5番から10番、25番、27番、39番並びに40番を除く、1番から54番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第21号のうち、各筆明細5番から10番、25番、27番、39番並びに40番を除く、1番から54番について、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第22号を議題といたします。

議案第22号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。よろしく願います。

はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしく願います。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第22号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案34ページ及び審議参考資料の14ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。

申請者の住所は、XXXXXXXXXX、申請者は、XXXXXXXXXX様です。XXXXXXXXXX様は、認定農業者として認定されていましたが、このたび認定期間が終了し、再認定のため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案35ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、稲作です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてですが、水稻の現状は、作

付面積435a、生産量24,143kgで、目標は、作付面積800a、生産量42,400kgです。

続きまして、議案36ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。現在は、減農薬、減化学肥料で水稻栽培をしています。今後、ひょうご食品認証制度を活用するなど、ブランド化を図ります。また、現在、3種類の品種を栽培していますが、これを5品種に増やし、収穫期の集中を分散します。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。現在は、袋詰め等の作業は自身で行っていますが、今後、色彩選別機を導入し、斑点米を除き品質の向上を図ることを検討します。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。農繁期には家族の協力を得ていますが、今後は、知り合いの障がい者福祉施設と連携し農作業体験及び補助をしていただきます。最後に⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。現在、法面の草刈は自走式の草刈機を使用していますが、ラジコン草刈機を導入し、省力化を図ります。また、現耕作地は、地区内に点在していますが、地域計画の作成による集積、集約化を図ります。

引き続き、 様についてご説明いたします。議案38ページ及び審議参考資料の16ページをご覧ください。

農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、 、申請者は、 様です。 様は、認定農業者として認定されていましたが、このたび認定期間が終了し、再認定のため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案39ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、複合経営です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてですが、水稻の現状は、作付面積100a、生産量4,800kgで、目標は、作付面積130a、生産量7,020kgです。キャベツの現状は、作付面積75a、生産量37,500kgで、目標は、作付面積140a、生産量77,000kgです。白ネギの現状は、作付面積10a、生産量1,500kgで、目標は、作付面積10a、生産量1,800kgです。その他野菜の現状は、作付面積30aで、目標は、作付面積24aです。

続きまして、議案40ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。これまで施設いちごの栽培を行っていましたが、いちごの栽培を辞め、その分他の栽培に集中することによって作業効率をあげます。また、ひょうご食品認証制度を活用するなど、ブランド化を図ることを検討します。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。現在、生食用のキャベツから加工業者向けの生産に切り替えていますが、加工業者からの需要はあるため、今後も面積を拡大し、売り上げを確保します。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。令和4年途中から身体障がい者の方を雇用しており、継続して技術を身に付

けていただきながら農業作業を補助していただき、作業効率をあげます。最後に⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。現状、農業経営の分析が上手くいっていないため、税理士や専門機関の指導を受けながら、労働生産性を上げます。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。まず、■■■■さんの案件について報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。■■■■さんの農業経営改善計画について、2月21日水曜日、農業委員会室にて丸山農政委員長、岡本委員、藤原委員と私、事務局は桑山局長他2名、また、農林水産課職員1名同席のもと、その計画内容について聞き取り調査を行いましたので、報告します。

■■■■さんは、上荘町小野地区を中心に営農し、地域の農業を担っておられます。農業経営改善計画の認定については今回が2回目の申請となります。

今回の申請では、減農薬、減化学肥料で行っている水稻栽培について、より安定した収量が得られるようにしたいと挙げておられました。現在はヒノヒカリなど3種類の品種に取り組んでおられますが、収穫期の集中を分散するため5品種に増やし、立地条件や土地の特性を生かしながら、栽培を工夫していきたいとおっしゃっていました。農業については、繁忙期にはご家族や近くに住む息子さんの協力があるそうですが、主に1人で作業をされており、省力化のためラジコン草刈機などの導入を計画されています。

米の販路については、主にインターネットを通じて販売されています。リピーターやロコミの広がりもあって、受取に来ていただける範囲の方に販売は限っているものの、売れ残ることはないそうです。

今は地域の中心的農業者として営農されていますが、地域には営農組合や担い手となる方がないことを懸念されているようでした。地域の農業を継承してくれる人が育つまでは、■■■■さんがお住まいの小野地区の農地を優先し、地域の農地を守っていききたいとおっしゃっていました。また、福祉事業所の利用者にも農作業に取り組んでもらい、一緒に農業経験をしていききたいともお聞きしました。

目標は高めに設定されているようでしたが、地域の農地を守っていただける、適正な計画と判断します。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 次に、■■■■さんの案件について報告をお願いします。

岡本委員 議席番号11番 岡本です。■■■■さんの農業経営改善計画について、2月21日水曜日、農業委員室にて馬田会長、前田農地委員長代理と私、事務局3名、農林水産課職員1名同席のもと、その計画内容について聞き取り調査を行いましたので、報告します。

■■■■さんについては、50年以上の農業経験をお持ちで、現在は八幡町の下村を中心に営農し、地域の農業を担っておられます。農業経営改善計画の認定については今回が3回目の申請となります。

この度の申請による経営改善目標については、まず、作業効率を上げることを挙げておられました。具体的には、これまでは水稻、キャベツのほか、施設いちごや白ネギ、さつまいも、スイカなど、多品目にわたり栽培していましたが、品目を整理して、水稻とキャベツに集中していくとのこと。現在は、主に一人で農業を行っているので、作業時期の離れたこの2品目に力を入れていきたいと仰っていました。特に、キャベツについては、前回認定時の目標で生食用から加工業者向けへと、出荷形態の転換を挙げておりましたが、現在軌道にのっており、加工業者からの需要も大きいと、今後も面積を拡大し、売り上げを確保していきたいとのこと。

また、ふあ〜みんなSHOPや法人などへの販路も確保されており、今後も安定した経営が見込まれます。他にも地域の方を雇用され、技術を身に付けてもらいながら農作業を補助してもらい、労働生産性を上げるために税理士や専門機関の指導を受けて経営分析を行うなど、実情を反映した農業経営改善計画となっております。

以上のことから、今回の計画は適正なものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第22号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第22号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第22号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時28分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和6年2月28日

署名委員 (18番)

署名委員 (4番)